

## 目 次

<b>教育委員会規則</b>	
○義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則……………15	
<b>告示</b>	
○教育職員免許状の失効について……………16	
○公印の廃止について……………16	
○公印の改刻について……………16	
○指定技能教育施設の廃止について……………16	
○公印の作成について……………16	
○公印の廃止について……………17	
○公印の作成について……………18	
<b>正誤</b>	
○平成23年 3月31日付け号外の正誤について……………18	



### § 公布された教育委員会規則のあらまし §

#### ◆義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第9号）

##### 1 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、小学校の第1学年に係る学級編制の基準を改めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

小学校の1学級の児童の数の基準を、第1学年に限り40人から35人に引き下げることとした（別表関係）。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育諸学校学級編制基準規則の規定は、平成23年4月1日から適用することとした。

## 教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
平成23年4月28日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

### 北海道教育委員会規則第9号

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則（昭和41年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

単式学級
------

」 を 「

単式学級 （第1学年 の児童で 編制する 学級）
--------------------------------------

」 に、小学校の項中「40人」を「40人

（35人）」に改める。

### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育諸学校学級編制基準規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

## 告 示

## 北海道教育委員会告示第37号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により平成23年4月6日失効した。

平成23年4月28日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

氏名	鈴木 貴博	本籍地	北海道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	平9小2第168号	平成10年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 （理科）	平9中1第250号		
高等学校教諭1種免許状 （理科）	平9高1第394号		

## 北海道教育委員会告示第38号

次の公印を、平成23年3月16日限りで廃止した。

平成23年4月28日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

公印の種別	規格	印影
北海道福島商業高等学校長の印	20mm平方	

## 北海道教育委員会告示第39号

次の公印を改刻し、平成23年3月17日その使用を開始した。

平成23年4月28日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

公印の種別	規格	印影
北海道福島商業高等学校長の印	20mm平方	

## 北海道教育委員会告示第40号

次の技能教育のための施設に係る廃止の届出は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定に基づき、受理した。

平成23年4月28日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

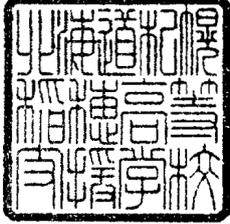
- 1 設置者  
宗教学法人北愛キリスト教会
- 2 施設の名称  
北見国際高等学院
- 3 所在地  
北見市常盤町2-2
- 4 廃止の時期  
平成23年3月31日

## 北海道教育委員会告示第41号

次の公印を作成し、平成23年4月1日その使用を開始した。

平成23年4月28日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

公印の種別	規 格	印 影
北海道札幌稲穂高等支援学校の印	45mm平方	
北海道札幌稲穂高等支援学校の印	30mm平方	
北海道札幌稲穂高等支援学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第42号

次の公印を、平成23年3月31日限りで廃止した。

平成23年4月28日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

公印の種別	規 格	印 影
北海道五稜郭養護学校の印	45mm平方	
北海道五稜郭養護学校の印	30mm平方	

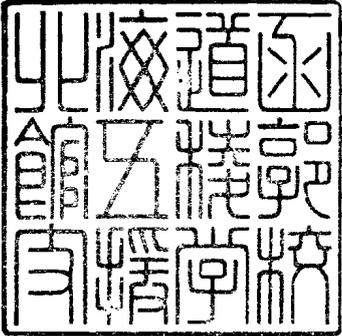
公印の種別	規 格	印 影
北海道五稜郭養護学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第43号

次の公印を作成し、平成23年 4 月 1 日その使用を開始した。

平成23年 4 月28日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

公印の種別	規 格	印 影
北海道函館五稜郭支援学校の印	45mm平方	
北海道函館五稜郭支援学校の印	30mm平方	
北海道函館五稜郭支援学校長の印	20mm平方	

正 誤

平成23年 3 月31日付け号外に掲載の「平成23年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等について」（北海道教育委員会告示第32号）に次の誤りがあったので訂正します。

（誤）

3 高等学校 生徒遠距離 通学費等補 助事業（高 等学校生徒 遠距離通学 費等補助金 ） 道立高等	通学費等 負担者	1 通学費（定期 乗車券購入経費 に限る。） 2 下宿費（下宿 にあつては部屋 代、間借りにあ つては光熱水費 及び管理費等を 除く部屋代に限	1 補助 対象経 費の1 1か 月当た りの定 期乗車 券の額 （1学	1 教育 第16号 様式 2 教育 第17号 様式 3 別に 指示す る様式
---	-------------	---	---	--

(正)

3 高等学校 生徒遠距離 通学等補 助事業（高 等学校生徒 遠距離通学 費等補助金 ） 道立高等	通学費等 負担者	1 通学費（定期 乗車券購入経費 に限る。） 2 下宿費（下宿 にあつては部屋 代、間借りにあ つては光熱水費 及び管理費等を 除く部屋代に限	1 補助 対象経 費の1 1 か 月当た りの定 期乗車 券の額 （1学	1 教育 第16号 様式 2 教育 第22号 様式 3 別に 指示す る様式
--	-------------	---	--	--

